

各種請求書類等様式集（電子郵便関係）新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正									
<p>様式2 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第4項関係）</p> <p style="text-align: center;">送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便局長殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所 請求者 氏 名 ㊟</p> <p>当方の設置したファクシミリグループ三型（又はファクシミリグループ四型）の送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の取扱いの承認を受けたいので、請求します。</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 担保の軽減又は免除 <u>次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。</u> <u>なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。</u></p> <p>(1) 現に後納の承認を受けていない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">申 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">担保免除</td> <td><u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現に後納の承認を受けている場合</p>	区 別	事 由	申 出	担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>			<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>		<p>様式2 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第4項関係）</p> <p style="text-align: center;">送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>郵便局長殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は居所 請求者 氏 名 ㊟</p> <p>当方の設置したファクシミリグループ三型（又はファクシミリグループ四型）の送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の取扱いの承認を受けたいので、請求します。</p> <p>1～6 （略）</p>
区 別	事 由	申 出								
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>									
	<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>									

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

備 考

1～4 （略）

5 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。

6～8 （略）

--

備 考

1～4 （略）

5 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

6～8 （略）

様式4 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第7項関係）

電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書

年 月 日

郵便局長殿

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

電話を利用してファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の承認を受けたいので、請求します。

1～6 (略)

7 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

様式4 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第7項関係）

電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書

年 月 日

郵便局長殿

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

電話を利用してファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の承認を受けたいので、請求します。

1～6 (略)

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

備 考

1～3 (略)

4 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。

5～7 (略)

--

備 考

1～3 (略)

4 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。

5～7 (略)

様式9 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書（電子郵便約款第24条第3項関係）

電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書

年 月 日
郵便局長 殿

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

当方の設置した電子計算機からの送信によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出すことの承認を受けたいので、請求します。

1～5 （略）

6 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	<u>ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。</u>	
	<u>イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。</u>	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

様式9 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書（電子郵便約款第24条第3項関係）

電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書

年 月 日
郵便局長 殿

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

当方の設置した電子計算機からの送信によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出すことの承認を受けたいので、請求します。

1～5 （略）

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	
備考		
1・2 (略)	3 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。	備考
4～6 (略)		1・2 (略)
		3 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。
		4～6 (略)